

正会員各位

Zentokkyo Monthly Report 2021年4月度

(各支部の活動状況)

一般社団法人 全日本特殊鋼流通協会

U R L <http://zentokkyo.or.jp>E-mail info@zentokkyo.or.jp

	内 容
本 部	<p><u>人材育成委員会／特殊鋼販売技士検定試験委員会（1級合否判定会議）</u> 日 時：4/14（水） 15:00～16:20 於：鉄鋼会館 出席者：10名 内 容：①2020年度人材育成事業各講座支部別実績について ②2020年度特殊鋼販売技士「1級」検定試験の合否判定について ③2021年度人材育成事業について</p> <p><u>本部監事監査</u> 日 時：4月26日（月）14:00～17:30 於：鉄鋼会館 出席者5名 内 容：2020年会計監査（小澤監事、中監事） 2021年度事業計画</p>
東 京 支 部	<p><u>東京支部監査①</u> 日 時：4月20日（火）14:00～15:00 内 容：2020年度会計監査（平井監事）於：平井株式会社</p> <p><u>東京支部監査②</u> 日 時：4月21日（水）11:30～12:30 内 容：2020年度会計監査（三浦監事）於：鉄鋼会館</p> <p><u>特殊鋼販売技士入門編研修講座</u> 日 時：4月22日（木）10:00～17:00 受講者：71名（東京支部56名 大阪支部から受入13名 中国支部から受入2名） 講 師：濱小路 正博氏</p>
大 阪 支 部	<p><u>特殊鋼三団体臨時責任者会議</u> 日 時：4/2（金）16:00～17:00 於：大阪・鐵鋼会館 出席者：7名 内 容：1. 特殊鋼倶楽部新運営委員長ご紹介挨拶 2. オンライン講演会、説明会、研修の本部・他支部への案内と参加 3. その他</p> <p><u>2021年度第1四半期特殊鋼需要見通し説明会（特殊鋼倶楽部共催）</u> 日 時：4/14（水）15:00～16:00 於：オンライン 出席者：26名 内 容：「2021年度第1・四半期の特殊鋼需要見通し説明会」 講 師：経済産業省製造産業局金属課 谷内 愛氏</p> <p><u>特殊鋼販売技士入門編研修講座</u> 日 時：4/21（水）10:00～17:00 於：オンライン 受講者：83名（大阪73名、中国3名、九州7名） 講 師：熊谷 敦氏</p> <p><u>支部監事監査</u> 日 時：4/23（金）於：大阪・鐵鋼會館 出席者：2名 内 容：2020年度会計監査 小山監事/樋口監事による監査</p>
名 古 屋 支 部	<p><u>支部監事監査</u> 日 時：4/16（金）16:00～ 於：孟鋼鉄株 本社 出席者：4名 内 容：2020年度会計監査</p> <p><u>二団体共催：新入社員研修</u> 日 時：4/21（水）10:00～17:00 於：オンライン 参加者：20名 内 容：・9:00～14:00 新入社員に求められる心構え・ビジネスマナー・組織のルールを理解する ・14:30～16:30 コンプライアンス研修</p> <p><u>特殊鋼販売技士入門編研修講座</u> 日 時：4/22（木）10:00～17:00 於：オンライン 受講者：83名（名古屋支部73名、大阪支部受け入れ10名） 講 師：飯久保 知人</p>
東 北 支 部	<u>特になし</u>
北 関 東 支 部	<u>支部運営委員会</u>

	日 時：4/14（水） 於：リモート会議 出席者：6名 内 容：支部事業、総会実施についての件他
静岡支部	特になし
九州支部	特殊鋼販売技士入門編研修講座（大阪支部との同時開催） 日 時：4/21（水） 10:00～17:00 於：オンライン 受講者：九州7名 講 師：熊谷 敦氏
中国支部	特殊鋼販売技士入門編研修講座（大阪支部との同時開催） 日 時：4/21（水） 10:00～17:00 於：各自オンラインにて 受講者：中国3名 講 師：熊谷 敦氏 特殊鋼販売技士入門編研修講座（東京支部との同時開催） 日 時：4/22（木） 10:00～17:00 於：各自オンラインにて 受講者：中国2名 講 師：濱小路 正博
青年部会	特になし

[事務局だより]

1. 総務省・経済産業省より 【周知依頼】

①令和3年経済センサス — 活動調査について

総務省・経済産業省では、本年6月にすべての事業所・企業を対象とした「令和3年経済センサス — 活動調査」を実施します。本調査は、統計法に基づき5年に一度実施している政府の重要な調査で、その調査結果は、国及び地方公共団体における各種政策の立案、実施のための基礎資料としての利活用や、経営の参考資料として事業者の方々にも広く活用していただいております。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中での実施となる事から、インターネットによる回答をより一層促進していくことが必要と考えています。

5月に調査票が配布されましたら、御回答いただきますようお願い申し上げます

参考：<https://www.e-census2021.go.jp/>

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.html>

2. 経済産業省製造産業局金属課より 【周知依頼】

①緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等を受けた基本的対処方針の着実な実施のお願いについて

新型コロナウイルス政府対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域が次のように決定されました（資料1、2）。

これに併せて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（資料3）が変更されましたので、お知らせいたします。

○緊急事態措置を実施すべき区域・期間

区域 緊急事態措置を実施すべき期間

東京都、京都府、大阪府、兵庫県 令和3年4月25日～5月31日まで

愛知県、福岡県 令和3年5月12日～5月31日まで

○まん延防止等重点措置を実施すべき区域・期間

区域 まん延防止等重点措置を実施すべき期間

沖縄県 令和3年4月12日～5月31日まで

埼玉県、千葉県、神奈川県 令和3年4月20日～5月31日まで

愛媛県 令和3年4月25日～5月31日まで

北海道、岐阜県、三重県 令和3年5月9日～5月31日まで

この基本的対処方針の変更を踏まえ、新型インフルエンザ特別措置法に基づく適切な感染予防策等がなされるよう催物の開催制限、施設の使用制限等の留意事項について、資料3をご参照いただき着実な実施をお願いいたします。

また、今回の基本的対処方針の改訂では、飲食の場面の対策の強化を図るとともに、人流の抑制につながる強い措置を実施するものとなっております。これまでもお願いしておりますが、特に緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等の更なる徹底により、出勤者数の7割削減にご協力よろしくをお願いいたします。

なお、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域についても、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に引き続きご協力よろしくをお願いいたします。

<資料>

1：新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210507.pdf

2：新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210507.pdf

3：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210507.pdf

4：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210507.pdf

<参考資料>

①令和2年9月11日付け事務連絡：11月末までの催物の開催制限等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

②令和3年4月1日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210401_2.pdf

③令和3年4月9日付け事務連絡：3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_20210409.pdf

④令和3年4月16日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取り組み等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_20210416.pdf

⑤基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf

⑥令和2年11月12日付け事務連絡：来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf

⑦令和3年2月26日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf

⑧令和3年2月4日付け事務連絡：緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

⑨人との接触を8割減らす、10のポイント

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

⑩新しい生活様式の実践例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

⑪感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/documents/risiku5tu.pdf>

⑫新型コロナウイルス変異株流行国・地域への新たな指定について（カナダ（オンタリオ州）、スペイン、フィンランド、アメリカ（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）、インド、ペルー）

標記の件について、4月6日に「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に現行の26カ国（※）に加え、以下の国・地域を新たに指定する措置が公表されましたのでお知らせいたします。

本措置導入は、日本人の帰国時及び在留資格保持者の再入国時の対応に影響を与えるものとなりますので、会員企業・団体への周知にもご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

（1）カナダ（オンタリオ州）

（2）スペイン

（3）フィンランド

（4）アメリカ（テネシー州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州）

（5）インド

（6）ペルー

（※）現行26か国

アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、パキスタン、ハンガリー、フィリピン、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ共和国、ルクセンブルク、レバノン

変異株流行国・地域から入国・帰国する場合、出国前検査証明や誓約書の提出に加え、検疫所が確保する宿泊施設での待機及び入国後3日目（入国した次の日を1日目として起算）の検査の実施が必要です。

入国後3日目の検査にて陰性と判定された場合、自宅待機に移行し、指定施設での待機と併せて14日間の待機を求められることとなります。

詳細は、以下の厚労省HPを御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

○外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

○経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話：03-3501-5925（直通）

③適正取引講習会 eラーニング_金属産業下請ガイドライン

毎年度中小企業庁が主体となって「適正取引講習会」をリアルで開催しておりますが、昨年度は新型コロナウイルスに係る状況を踏まえ、各産業において適正な下請取引が行われるよう、国が策定した下請ガイドラインを解説する動画コンテンツを作成し、下記のとおり HP 等で公表することとなりました。

公開から日にちは少し経ってしまっていますが、金属関係業界の皆様におかれましては、これら動画コンテンツを周知いただき、関係企業の社内研修で使用する等、長いものでも 30 分を超えないコンテンツとなっておりますのでぜひご活用いただけますと幸いです。

1. 金属ガイドライン、チャプター 1 「下請法の適用範囲」

<https://www.youtube.com/watch?v=86-6iSLgZ0o>

2. 金属ガイドライン、チャプター 2 「取引内容に係る基準」

https://www.youtube.com/watch?v=oQ1N5Js_SJw

3. 金属ガイドライン、チャプター 3 「親事業者の義務」

https://www.youtube.com/watch?v=TRH_RxTN-Tk

4. 金属ガイドライン、チャプター 4 「親事業者の禁止事項」

<https://www.youtube.com/watch?v=cVy8fnUEsoA>

5. 金属ガイドライン、チャプター 5 「関連法規との関係性、下請法違反時の規制とベストプラクティス」

<https://www.youtube.com/watch?v=RooSav0X01k>

【参考】下請適正取引等推進のためのガイドライン（本体）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

【参考】適正取引支援サイト

<https://tekitorisupport.go.jp/movie/guideline.html>

④特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項などについて

令和 3 年 2 月 26 日付け事務連絡において、別途通知することとされておりました令和 3 年 5 月以降の取り扱いについてお知らせいたします。

5 月 1 日以降の特定都道府県及び重点措置区域である都道府県を除く地域の催物の開催制限等については、当面 6 月末まで現行の目安を継続することとなります。

感染状況に応じたイベントの開催制限等やイベント開催時の必要な感染防止策は下記資料をご参照下さい。なお特定都道府県及び重点措置区域である都道府県においては、令和 3 年 4 月 23 日付けの事務連絡の目安の継続をお願いいたします。

<資料>

【事務連絡】特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210427.pdf

<参考資料>

①令和 3 年 2 月 26 日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf

②令和 3 年 4 月 23 日付け事務連絡：基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf

③令和 2 年 11 月 12 日付け事務連絡：来年 2 月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

④令和 3 年 2 月 4 日付け事務連絡：緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf